

吹田市立図書館窓口等業務委託に係るリスク分担表

	種 類	内 容	負担者	
			市	受託者
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更	協議事項	
	第三者賠償	窓口において第三者に損害を与えた場合		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
		受託者の責任による遅延・中止		○
受託者の事業放棄・破綻			○	
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
準備段階	引継コスト	引継コストの負担		○
運営段階	施設等の損傷	施設・機器等の損傷	協議事項	
		運営上の瑕疵による火災等事故		○
	債務不履行	市側の協定内容の不履行	○	
		受託者の事由による業務並びに協定の不履行		○
	消耗品等	業務遂行に必要な光熱水費、機器類等	○	
		自らの事務に必要なパソコン、消耗品等		○
	服装等	統一された服装および名札		○
	携帯電話等	即時連絡用		○
	研修経費	全ての研修費用		○
	時間外打合せ	責任者及び副責任者との打合せ		○
	損害賠償	受託者が損害を受けた場合、市の責めに帰すべき場合を除く		○
引継コスト	委託期間満了後の次の受託者への引継ぎ		○	

*1 自然災害(地震・台風等)等への対応

①建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じます。

②災害発生時には、災害対応のために業務の一部または全部の停止を命じることがあります。

*2 サービス提供に伴う施設・機器等の損傷リスクへの対応

サービス提供に伴って基幹的な設備機器等が損傷した場合、管理上の瑕疵がある時は受託者が、それ以外は市がそのリスクを負うものとします。

(注) 基幹的な設備機器等: 電気設備、衛生設備、消防設備、空調設備、通信設備、情報システム等を言う。